

ゆたか^なくらし

仙台市消費生活センターのご案内

仙台市消費生活センターでは、消費者が安全に安心して暮らせる「消費者市民社会」を目指して、消費生活に関する相談を受けるとともに、くらしに役立つ情報を提供しています。

また、公正な取引を確保するため、表示や計量が正しくされているか、店舗等への調査や指導を行っています。

消費生活相談



- 仙台市内にお住まいか通勤通学している方を対象に相談を受け付けています。
- 「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってケガをした」「借金の返済で困っている」などの消費生活に関することについて相談できます。専門の相談員が解決に向けた助言や情報提供を行います。
- 困ったときはひとりで悩まず 消費生活相談ダイヤル

022-268-7867 (なやむな)

にお電話ください。

相談受付時間内に電話や来所が難しい方には、専用フォームからのご相談も受け付けています(回答はメールで行い、原則1回限りです)。

インターネット消費生活相談はこちら▶



くらしの情報提供

- 消費生活講座 [申込はこちら](#)
- ぐらしのセミナー (グループ、団体への講師派遣) [ぐらしのセミナー▶](#)
- 消費者教育出前講座 (学校への出前講座) [消費者教育出前講座▶](#)
- ぐらしに役立つ情報提供

申込はこちら



消費者教育出前講座▶



商品表示などの調査

- 食品表示調査
食品表示法に基づき、食品の品質に関する適正な表示が行われているか調査します。
- 商品量目検査
スーパー等で販売している主な食料品について、表記されている量に対して実際の内容量が適正か検査します。



消費生活相談員って どんなオシゴト?

今回は実際に相談を受けている、消費生活相談員の業務の一例をご紹介します!

- ・消費生活センター等で電話や窓口で相談を受け付け、**トラブルの解決策**や、**対処方法**をアドバイスする。
- ・消費者からの**相談内容を的確に分析し**、必要に応じて**事業者との間に立って調整**を行い、解決の道を探る。
- ・最新の事例に基づいて、消費者に正しい情報を伝え、**被害を未然に防ぐ**。

消費生活相談員を目指すには?

まずは、消費者安全法に基づく国家資格「消費生活相談員」の資格試験に合格しましょう。生活に役立つ知識が身につくのも魅力です!



消費生活相談員の業務内容について (消費者庁パンフレット)



こんな人が相談員に向いているよ!

- 人の役に立ちたい
- やりがいを感じる仕事がしたい
- 聴き上手
- 相手にわかりやすく伝えることに前向き
- 法律・制度・社会・経済などに興味がある
- 調べること、考えることが好き

あなたも相談員を目指してみませんか?

“入居時からできる対策”を知って 賃貸住宅退去時のトラブルを未然に防ごう!

トラブル事例

2年間居住した賃貸アパートを退去した。先日、**原状回復費用**の請求書が届いたが、ハウスクリーニング代約4万円、鍵交換代約1万円、クロス張替え・フローリング修復代で約5万円など、合計10万円を超えていた。契約書特約に記載があるハウスクリーニング代と鍵交換代金は支払おうと思うが、喫煙もしていないし、ペットも飼っていない。フローリングのキズも入居時についていたけれど、証明できる写真は無い。



原状回復って…?

賃貸借契約「原状回復」とは、借主の故意・過失によって賃貸住宅に生じたキズや汚れ等を元に戻すことをいいます。

賃貸借契約が終了したとき、借主は賃貸物件の原状回復を行う義務があります。借主の責任によらない損傷等や、通常損耗、経年劣化については、原状回復を行う義務はありません。



『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』(国土交通省)を参考にしましょう!

国土交通省では、退去時における原状回復をめぐるトラブル防止のため、妥当と考えられる費用負担の一般的な基準などについてまとめたガイドラインを公表しています。

原状回復費用の請求が届いたら、ガイドラインを基に、自分が負担しなければならない費用かどうかなどを確認しましょう。

国土省HPはこちら▲

入居前・契約時

● 契約する前に、契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう

- 入居中の禁止事項
- 修繕や退去時の費用負担

● 入居する時には、賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、写真を撮ったりメモを取るなどして、記録しましょう



入居時・入居中

● 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう

- 雨漏りやトイレの水漏れなどの設備の故障・不具合
- 地震発生時の住宅の損傷

● 借主には善管注意義務があります。賃貸物件はあくまで借りていることを意識して、日頃からできるだけ、きれいに使うことを心がけましょう



退去時

● 退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう

- 入居時と同様、できる限り貸主側と一緒に写真を撮ったり、メモを取って現状を確認しましょう

● 精算の結果で納得がいかない点は、国土交通省のガイドラインに示されている基準を確認しましょう



+CHECK! 【訪問販売】

引越したばかりのアパートに、突然業者が訪問し、「管理会社から紹介された」などと言って、新聞や生活用品、光回線や電気などの契約を勧められ、言われるまま契約してしまったけれど、管理会社とは関係がなかった。解約したい、という相談も寄せられています。

ドアを開ける前に業者と物件をしっかりと確認し、必要がなければキッパリと断りましょう。訪問販売は、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。

+CHECK! 【不用品回収サービス】

引越して出た不用品を処分しようと、ネット広告で「格安で処分します」という不用品回収業者に頼んだら、当日高額な処分料を取られた、という相談も寄せられています。

不用品をごみとして処分する場合は、市ホームページから「一般廃棄物処理業」の許可を得ている事業者か確認しましょう。複数の業者から見積もりを取り、条件や費用を事前に確認してから契約しましょう。契約の状況によってはクーリング・オフできる場合があります。

トラブルにあったら、一人で悩まず早めに消費生活センターにご相談ください!

踏み出そう！食品ロス削減への第一歩！



さんまる いちまる 宴会やパーティでは30・10を 意識しましょう！

これからの季節、歓送迎会など宴会やパーティに参加する人も多いのでは？ 30・10運動は、宴会時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。乾杯からの30分間と最後の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らしましょう。

1

**乾杯後30分間は
味わいタイム**

乾杯後の30分間は、出来立ての料理を楽しみましょう。

2

楽しみタイム

料理を食べることも忘れず、みんなで会話を楽しみましょう。

3

**お開き前10分間は
食べきりタイム**

お開き前の10分間は、もう一度料理を楽しみましょう。

みんなで楽しく食べきろう！

その食品、捨ててしまう前に フードドライブへ！

セールでまとめて購入したけれど結局使わなかった食品やもらいもの・・・自分では食べきれない食品が家に余っていませんか？家庭や職場に眠っているまだ食べられる食品は、回収拠点に持ち込みましょう。

仙台市では フードドライブを実施しています！

回収品目

賞味期限が1カ月以上先の常温保存ができるお米や缶詰、インスタント麺、乾麺、レトルト食品など（生鮮食品以外）。アルコール類は除く（みりん、料理酒は提供可）。

回収拠点

各区役所や商業施設など
29箇所

持ち込まれた食品は、フードバンク*団体を通じて、生活困窮者の支援を行っている団体・施設、子ども食堂や学習支援、シェルター、炊き出しを行っている団体などに無償提供されます。

詳しくはこちら▶

仙台市ごみ減量リサイクル
情報総合サイト ワケルネット



※フードバンクとは・・・

家庭だけでなく、食品関連企業や農家などから、未利用食品の提供を受けて、必要とする人や施設などに届ける団体のこと。

消費期限？賞味期限？

食品の期限表示には「消費期限」と「賞味期限」があります。いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。期限表示を正しく理解し、おいしく無駄なく食品を食べきりましょう！

消費期限

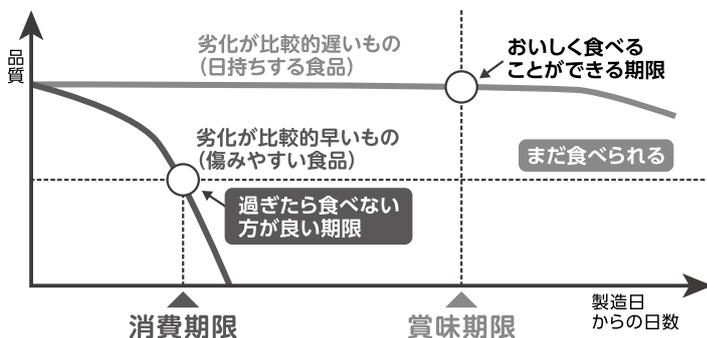
過ぎたら食べない方がよい期限
(食品例) 弁当、サンドイッチ、惣菜など

賞味期限

おいしく食べることができる期限
(食品例) スナック菓子、即席めん、缶詰など

賞味期限を表示すべき食品のうち、製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものについては、「年月」で表示することが認められています。

消費期限と賞味期限のイメージ



さがしてみよう! マークとラベル

-子供PSCマーク編-

私たちの周りにある製品には、たくさんのマークやラベルがついています。これらは製品の安全性や品質、環境への配慮などを示す、大切な「目印」です。新たに導入されたマークの意味を知り、乳幼児の安全に配慮する、かしこくやさしい消費者を目指しましょう。

令和7年12月25日より、乳幼児用製品に対する新たな制度が始まりました※



子供PSCマーク
(特別特定製品)

乳幼児用ベッドについて

乳幼児用ベッドが、技術基準に適合し、対象年齢や使用上の注意がきちんと表示されていることを示すマークです。

製品を扱うときの注意ポイント!

- 1 ベッドの前枠は使用を終えたら、所定の位置に戻しましょう。枠が下がっていると転落する危険があります。
- 2 つかまり立ちをするようになると、床板を最下段にして使用しましょう。枠を乗り越えて転落する危険があります。



子供PSCマーク
(特別特定製品以外)

3歳未満向け玩具について

乳幼児用玩具が、技術基準に適合し、対象年齢や使用上の注意がきちんと表示されていることを示すマークです。



製品を扱うときの注意ポイント!

- 1 事故を防ぐため、必ずおもちゃのパッケージなどに表示されている「対象年齢」を守って遊びましょう。
- 2 3歳未満のこどもには誤飲の恐れがある「小さな部品」や「小さな球」があるおもちゃは避けましょう。

※「乳幼児用ベッド」については令和9年3月24日まで、現行のひし形PSCマークが表示された製品も販売されます。「乳幼児用玩具」については施行日前に製造・輸入されたものは子供PSCマークの表示なしで販売できるため、日本玩具協会が発行するSTマークを確認することも有効です。

気をつけて! 製品事故 -こども編-

事例1 抱っこひも

乳児を抱っこひもで抱っこしたまま、やや前かがみで両手を洗っていたところ、脇の部分からすり抜けて落下した。

ポイント

- 抱っこひもを着用した状態で前かがみにならず、こどもを手で支えながら膝を曲げてしゃがむようにしましょう。
- 着脱や着用姿勢を変える際はなるべく低い姿勢で行いましょう。



乳幼児用の製品による事故が発生しています。事故を防ぐために取扱説明書をよく読み、正しく使いましょう。

事例2 ペダルなし二輪遊具

ペダルなし二輪遊具で坂道走行中に止まらず、電柱にぶつかり顔面を打撲した。



ポイント

- ヘルメット等の防具を着用し、必ず保護者が立ち会い、こどもから目を離さないようにしましょう。使用する前にタイヤ等に緩みがないかチェックすることも大切です。
- 坂道の傾斜によっては一般の自転車と同じ速度になります。坂道では使用させないようにしましょう。

契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは1人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活相談ダイヤル

022-268-7867

相談時間 月曜から金曜 9:00~17:00(受付16:30まで)
土曜 9:00~16:00(受付16:00まで)
※休館日 日曜・祝日・年末年始

インターネット消費生活相談

仙台市オンライン申請システムからご利用いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。

ご相談は仙台市在住または通勤・通学の方が対象です。

仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309
E-mail sim004140@city.sendai.jp

消費者ホットライン

188(局番不要)



仙台市消費生活センター ホームページ
「ゆたかなくらし」はホームページでもご覧いただけます。

